

## メディアブレインオフィスにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

### 1、感染防止のための基本的な考え方

事業所は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止につながる事を認識したうえで、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

### 2、講じるべき具体的な対策

#### (1)健康確保

従業員に対し、出勤の際、体温を測り 37.0℃を超える者に関しては、新型コロナウイルスの症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励させる、また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

#### (2)濃厚接触者

##### 〈濃厚接触者の定義〉

『濃厚接触者』とは、感染者の感染の可能性がある期間（発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち次の範囲に該当するものである

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内等を含む）があった者
- ・感染者の気道分泌もしくは体液等のウイルスに直接接触した可能性が高い者
- ・マスクなど適切な感染防護なしに感染者を看護若しくは介護していた者
- ・その他：手で触れる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

#### (3)濃厚接触者及び接触者の健康観察

- ・濃厚接触者は PCR検査を受けていただきます
- ・接触者は、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱等）が出た場合、速やかに職場及び接触者の居住地を管轄とする保健所に報告をお願いします。

#### (4)通勤

テレワーク、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

#### (5)勤務

- ・従業員ができる限り1メートル以上を目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。この為、必要となる水道設備や石けんなど配置する。また、水道が使用できない場合の環境下では、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。
- ・窓が開く場合 1時間に2回以上、窓を開け喚起をする。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める、なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・他人との共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮断する。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・会議等を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり机などに印をつけたりするなど近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・採用説明会や面接などについては、オンラインでの開催を検討する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適切な把握や適切な作業環境の整備などに配慮する

#### (6)休憩・休息スペース

- ・共有する物品(テーブル、椅子など)は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退出の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙所などの共有スペースはできる限り 1メートル以上を目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時にスペースに入らないよう工夫を行う。

#### (7)トイレ

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭作業を行う。流すように表示する。

## (8)設備・器具

- ・ドアノブ、電気等スイッチ、手すり、ボタン、電話、ごみ箱、共用のテーブルなどの共用設備については頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ※設備・器具の消毒は次亜塩酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

## (9)オフィスへの立ち入り

- ・外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
- ・名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

## (10)従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業内で差別されることのないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮行う。
- ・発熱や、味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務も利用を奨励する。
- ・取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

## (11)感染者が確認された場合の対応

### ① 従業員の感染が確認された場合

- ・保健所・医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲に踏まえ、感染者の者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させる事を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることのないよう留意する。なお感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

以上